柏市成年後見人等報酬費助成制度のご案内

~成年後見人・保佐人・補助人の報酬を助成します~

1 対象者

高齢者,知的障害者,精神障害者のうち成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」)を付されたかたであって以下のいずれかに該当するかた。

区分	要件
市長申立てにより成年後見人等を付されたかた	①及び②の両方に該当すること
	①預貯金が100万円未満
	②市町村民税が非課税
親族以外の第三者を成年後見人等とするかた	生活保護受給者

居住地要件は、基本的に柏市に居住し、かつ柏市の住民基本台帳に記録されているかたが対象となりますが、以下のいずれかに該当する場合は**市外に居住していても対象**となります。

- 障害者総合支援法や知的障害者福祉法の援護を柏市から受けているかた
- 柏市の介護保険被保険者のかたで介護保険法に基づく住所地特例施設に入所したかた
- 柏市から他市の病院等に入院したかた

他の自治体から援護を受けていて柏市内の施設に居住しているかたは、柏市の住民基本台帳に記録されていても対象外となります。

※対象者が死亡した場合に、対象者に支給すべき助成金で、支給していないものがあるときは、 成年後見人等に助成金を支給します。

2 助成額

- ○助成額は、家庭裁判所の審判により 決定した報酬とします。(ただし右のとおり 月あたりの限度額があります)
- ○対象者に複数の後見人等が付されている 場合でも,限度額の範囲となります。
 - (※)対象施設

区分	限度額(月)
対象者が	28,000円
在宅で生活している場合	20,000円
対象者が対象施設(※)に	18,000円
入所している場合	10,000円

- 認知症対応型共同生活介護住居 ●
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 障害者支援施設
- 福祉ホームとみなされる身体障害者福祉ホーム等
- 療養介護事業所
- ※対象施設と類するものとして、

市が認める施設や

成年被後見人等が継続して91日以上入院,入所して いる病院,介護老人保健施設,介護医療院も対象施設 となります

※対象者が死亡した場合は、死亡後の必要な支払いを済ませた上で、対象者の財産として残った現金 及び預貯金が、家庭裁判所の審判の報酬額より少ない場合に現に不足する差額を助成します。

裏面もご覧ください

3 申請に必要な書類

- ①柏市成年後見人等報酬費助成申請書 (様式は柏市ホームページからダウンロードできます)
- ②下記の添付書類

	書 類	備 考
1	報酬付与審判の謄本の 写し	・報酬付与の審判決定後、1年以内に申請してください
2	財産目録の写し	・当該報酬付与審判の申立ての際に家庭裁判所に提出したもの
3	登記事項証明書の写し	・発行日が報酬助成対象期間の開始日以降のもの
4	収支表	・報酬助成対象期間内(対象者死亡の場合は死後事務も含む)のもの・報酬付与審判の申し立ての時に家庭裁判所に提出していない場合は、収支表に相当するもの
5	申立て書の写しまたは 審判書の写し	
6 %	施設の入所期間及び入 院期間がわかる書類(写 し)	入所(入院)日及び退所(退院)日が記載されているもの
7 ※	市町村民税非課税証明 書の原本	生活保護受給者は不要
8 🔆	生活保護受給証明書の 原本	生活保護受給者は添付
9 %	死亡したことを証明す る書類	対象者が死亡した場合は添付

※は該当者のみ添付

注意事項

- 〇報酬助成の申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判決定後、1年以内が期限です。
- ○助成金は、対象者(被後見人等)の口座または、「○○○○後見人△△△」等の後見人等の管理下におかれたことが明示された口座とします。
- 〇対象者(被後見人等)が死亡した場合は、後見人等の口座に振り込みいたします。
 - ただし対象者に複数の後見人等が付されていた場合でも分割して振り込みはしません。

■成年後見人等報酬費助成 担当課

	高齢者(65歳以上)のかた	知的障害者・精神障害者のかた
担当課	地域包括支援課	障害福祉課
電話番号	04-7167-2318	04-7167-1136
住所	〒277-0005	〒277-8505
	千葉県柏市柏5丁目8-12教育福祉会館	千葉県柏市柏 5-10-1

※障害者総合支援法に基づく障害者支援施設入所者,共同生活援助 (グループホーム),療養介護利用者の方は,65歳以上になった場合でもサービス利用期間は障害福祉課が担当課となります。